

寒川町特別職の職員の給与に関する条例新旧対照表

現 行	改 正 案
～ 略 ～ (期末手当) 第4条 (略) 2 期末手当の額は、それぞれ基準日現在(退職し、又は死亡した者にあつては、退職し、又は死亡した日現在)においてその者が受けるべき給料月額及びこれに対する地域手当の月額並びにこれらの額に100分の20を乗じた額の合計額に、6月に支給する場合においては<u>100分の200</u>、12月に支給する場合においては<u>100分の215</u>を乗じて得た額に基準日以前6か月以内の期間におけるその者の在職期間の次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める割合を乗じて得た額とする。 (1)～(4) (略) 3 (略) ～ 略 ～ (制定附則) 附 則 1～22 (略) <u>(加える)</u> ～ 略 ～ (改正附則)	～ 略 ～ (期末手当) 第4条 (略) 2 期末手当の額は、それぞれ基準日現在(退職し、又は死亡した者にあつては、退職し、又は死亡した日現在)においてその者が受けるべき給料月額及びこれに対する地域手当の月額並びにこれらの額に100分の20を乗じた額の合計額に、6月に支給する場合においては<u>100分の205</u>、12月に支給する場合においては<u>100分の220</u>を乗じて得た額に基準日以前6か月以内の期間におけるその者の在職期間の次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める割合を乗じて得た額とする。 (1)～(4) (略) 3 (略) ～ 略 ～ (制定附則) 附 則 1～22 (略) <u>23 平成30年6月及び同年12月に支給する期末手当についての第4条第2項の規定の適用については、同項中「100分の205」とあるのは「100分の200」とし、「100分の220」とあるのは「100分の215」にする。</u> ～ 略 ～ (改正附則) <u>附 則</u> <u>この条例は平成30年4月1日から施行する。</u>